

○国立大学法人筑波大学財務規則施行規程

|    |               |
|----|---------------|
|    | 平成16年5月27日    |
|    | 法人規程第25号      |
| 改正 | 平成18年法人規程第1号  |
|    | 平成18年法人規程第45号 |
|    | 平成19年法人規程第48号 |
|    | 平成20年法人規程第24号 |
|    | 平成20年法人規程第54号 |
|    | 平成21年法人規程第21号 |
|    | 平成21年法人規程第43号 |
|    | 平成23年法人規程第5号  |
|    | 平成23年法人規程第31号 |
|    | 平成28年法人規程第50号 |
|    | 平成29年法人規程第36号 |
|    | 平成30年法人規程第49号 |
|    | 平成30年法人規程第74号 |
|    | 令和2年法人規程第31号  |
|    | 令和3年法人規程第32号  |
|    | 令和5年法人規程第28号  |
|    | 令和6年法人規程第40号  |
|    | 令和6年法人規程第56号  |
|    | 令和7年法人規程第27号  |

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程

目次

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 第1章 | 総則（第1条－第7条）         |
| 第2章 | 予算                  |
| 第1節 | 総則（第8条）             |
| 第2節 | 削除                  |
| 第3節 | 予算の執行（第12条－第17条）    |
| 第3章 | 会計                  |
| 第1節 | 総則（第18条－第21条の5）     |
| 第2節 | 削除                  |
| 第3節 | 収入（第23条－第34条の2）     |
| 第4節 | 債務負担及び支出（第35条－第45条） |
| 第5節 | 契約                  |
| 第1款 | 一般競争契約（第46条－第61条）   |
| 第2款 | 指名競争契約（第62条－第66条）   |
| 第3款 | 随意契約（第67条－第71条）     |
| 第4款 | 契約の締結（第72条－第74条）    |
| 第5款 | 契約の履行（第75条－第83条）    |

第6款 雑則（第84条・第84条の2）

第4章 削除

第5章 弁償（第91条―第97条）

第6章 雑則（第98条―第102条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号。以下「財務規則」という。）第22条第4項、第43条の2第2項、第44条第3項、第51条第1項及び第2項、第52条、第54条、第55条第2項、第56条、第65条、第66条第2項から第5項まで、第66条の2第1項及び第2項、第67条第1項及び第2項、第69条第1項及び第2項、第71条、第72条第1項、第74条第1項から第4項まで、第86条第3項、第87条第3項並びに第90条第2項の規定に基づき、並びに財務規則を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

第2条から第7条まで 削除

第2章 予算

第1節 総則

（複数年にわたる債務負担）

第8条 予算管理者は、財務規則第22条の法人会計債務負担行為をしようとする場合には、必要とする事由、債務負担の全体計画及び年度別予定額を記載した要求書を学長に提出するものとする。

2 財務規則第22条第1項に規定する別に定める土地若しくは建物の借入れとは、複数年に渡る債務の負担の予定総額が10億円を超える借入れをいう。

第2節 削除

第9条から第11条まで 削除

第3節 予算の執行

（契約担当役等への予算の通知）

第12条 予算管理者は、支出予算及び法人会計債務負担行為を執行する場合には、契約担当役及び出納命令役に通知しなければならない。

第13条から第17条まで 削除

第3章 会計

第1節 総則

(取引金融機関の指定における意見徴取)

第18条 学長が財務規則第44条第1項の規定により取引金融機関を指定する場合には、財務を担当する副学長その他学長が指定する者の意見を聴くことができる。

(取引金融機関の指定の通知)

第19条 学長が取引金融機関を指定したとき又は指定を解除したときには、出納役に対し金融機関の名称その他必要な事項を通知するものとする。

(預金口座又は貯金口座の開設等)

第20条 取引金融機関に預金口座若しくは貯金口座を開設又は廃止する場合には、出納役が行うものとする。ただし、海外拠点においては前渡資金取扱者が行うことができる。

2 出納役及び海外拠点において口座を開設又は廃止した前渡資金取扱者は、口座を開設又は廃止したことを直ちに学長に報告しなければならない。

3 前項の報告内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開設又は廃止した日
- (2) 口座番号
- (3) 口座種別

4 前項の報告の様式は、法人細則で定める。

(取引金融機関以外の金融機関との取引)

第21条 出納役は、財務規則第44条第1項の規定により指定された取引金融機関以外の金融機関と取引を行う必要が生じた場合には、金融機関名、取引開始予定日及び取引終了予定日並びに取引を必要とする事由を明らかにした書類により、学長に申請しなければならない。

(減損対象資産)

第21条の2 財務規則第43条の2に規定する減損対象資産は、財務規則第43条に規定する貸借対照表科目の有形固定資産及び無形固定資産のうち、次に掲げる資産以外の資産とする。

(1) 次に掲げるアからウの全てに該当する資産

ア 「機械装置」、「工具器具備品」、「船舶」、「車両運搬具」、「その他の有形固定資産（研究用・医療用放射性同位元素等）」又は「無形固定資産」（償却資産に限る。）であること。

イ 取得価額が5,000万円未満であること。

ウ 耐用年数が10年未満であること。

(2) 第1号アからウに該当するものを除く、備忘価格の固定資産

(3) 第1号ウに該当しない「工具器具備品」のうち、取得価額が500万円未満のもの

(4) 図書

(5) 構築物のうち立木竹

(6) 特許権仮勘定

(減価償却の方法)

第21条の3 固定資産のうち償却資産における減価償却の開始は、その固定資産を取得し、使用を開始した月からとする。

2 減価償却の計算方法は、定額法による。

- 3 減価償却の基準となる耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。ただし、特定の研究目的のために取得した償却資産については当該研究が終了するまでの期間を、マレーシア校において取得した償却資産についてはマレーシアの会計基準の定めるところによる期間を、耐用年数とする。
- 4 当初予見できなかった技術の進歩等の外的事情により、固定資産が機能的に著しく減価した場合には、臨時償却を行わなければならない。

（減損対象資産の一体性の基準）

- 第21条の4 土地、建物を除き、複数の固定資産が通常一体となって使用される場合は、当該固定資産は一体として減損対象資産と判断することができる。
- 2 前項の一体として判断する基準は、以下のいずれかによるものとする。
    - (1) その使用において、対象資産が他の資産と補完的な関係を有すること。
    - (2) 通常他の資産と同一目的のために同時又は時間的に近接して使用がなされることが想定されること。

（減損に関する処理）

- 第21条の5 減損の兆候の有無の判定及び認識は、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号。以下「財産規則」という。）第27条第3項各号に定める場合はその都度、その他の場合は年度末に財務を担当する副学長が行うものとする。
- 2 財務を担当する副学長が減損の兆候の判定及び認識を行うにあたっては、必要に応じて、財産規則第26条に定める財産利用計画及び同規則第27条に定める財産の利用状況等を勘案するものとする。
  - 3 減損の兆候の判定及び認識の基準は、別に定める。
  - 4 その他減損に関する必要な処理は、財務を担当する副学長が行うものとする。

## 第2節 削除

### 第22条 削除

## 第3節 収入

（収入の発生通知）

- 第23条 契約担当役又は収入の原因となる事実の発生を知り得る者（以下「通知義務者」という。）は、収入の原因となる事実が生じたときは、遅滞なく出納命令役に通知しなければならない。ただし、附属病院において当該事実が生じたときは、分任出納命令役に通知するものとする。
- 2 前項の通知義務者は、法人細則で定める。

（収入の調査決定）

- 第24条 財務規則第51条の規定により出納命令役が納入の請求をしようとする場合には、当該収入の内容が、法人規則及び契約に違反していないか、所属年度、収入予算区分、勘定科目、債務者、納入期限、納入方法及び収入金額の算定に誤りがないかを調査しなければならない。
- 2 前項の調査をした結果、適正であると認めたときは、直ちに収入の決定をしなければならない。

い。

- 3 出納命令役は、出納役から収納済の報告を受けた場合において、収入の決定を行っていないものがある場合には、直ちに前2項の規定により調査及び収入の決定(以下「調査決定」という。)をしなければならない。
- 4 出納命令役が納入の請求をする場合の納入期限については、法令、法人規則又は契約に特別の定めがある場合を除き、請求書発行の翌日から起算して30日以内の日(当該日が金融機関の休業日に当たる場合には、その直前の営業日)とする。
- 5 前4項に定めるもののほか、調査決定に関し必要な事項は、法人細則で定める。

#### (債権の管理)

第25条 出納命令役は、法人の債権について、財務規則その他法人規則の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、法人細則で定める。

#### (請求の方法)

第26条 財務規則第51条第1項の請求は、債務者に対し収入の内容、納入すべき金額、期限及び納入方法を記載した請求書により行うものとする。ただし、出納役に対し即納させる場合は口頭により行うことができる。

- 2 前項に定めるほか、授業料及び寄宿料については、学内に掲示することにより行うことができる。

#### (請求を要しない収入)

第27条 財務規則第51条第2項の法人規程に定める納入の請求を要しないものは、次に掲げるものとする。

- (1) 契約により債権金額の全部をその発生と同時に納入すべきとなっている債権
- (2) 元本債権に係る収入と合わせて納入すべき旨を定めた納入請求に基づいて納入する延滞金
- (3) 同一の納入者に対する収入で、その合計額が収入の請求に要する費用に満たないもの
- (4) 納入の請求前に納入されたもの
- (5) 職員の給与及び報酬から控除し収納するもの

#### (領収証書等の交付)

第28条 出納役が収入金を収納したときは、納入者に対して領収証書を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、口座振替又は口座振込により収納したときは、領収証書の交付を省略することができる。
- 3 領収証書の様式は、法人細則で定める。

#### (返納金の戻入)

第29条 支出の返納金は、その支払った金額にこれを戻入することができる。

#### (返納金の戻入手続)

第30条 出納命令役は、前条の規定により戻入をしようとするときは、財務規則第51条第1項の規定による納入の請求をして、返納者に返納させなければならない。

(督促の方法)

第31条 出納命令役が財務規則第52条の規定により債務者に対して督促を行うときは、督促状をもって、完納すべき旨の督促をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法人細則で定める場合には、口頭又は適宜の書面により督促を行うことができるものとする。

3 督促状の様式は、法人細則で定める。

(収納の報告)

第32条 財務規則第54条の報告は、法人細則で定める入金伝票により行わなければならない。

2 前項の入金伝票には、収納を確認できる書類を添付するものとする。

(収納金の預け入れの時期等)

第33条 出納役(事務担当者を含む。)が財務規則第55条の規定により現金を取引金融機関に預け入れる場合には、収納した日を含めて2日以内(当該日が金融機関の休業日に当たる場合には、その翌営業日)に預け入れなければならない。ただし、現金が20万円に達するまでは、5日分までの収納した金額をとりまとめることができる。

2 前項の規定にかかわらず、入札保証金、契約保証金及び附属病院において徴収する診療等に関する料金に係る保証金については、これを手許保管することができる。

(小切手等の現金化)

第34条 出納役は、小切手、為替証書及び振替払出証書により収入金を収納した場合は、直ちに現金化するものとする。

(株式等の管理等)

第34条の2 出納役が収納した株式及び新株予約権の管理等に関し必要な事項は、法人規程で定める。

## 第4節 債務負担及び支出

(債務負担の制限)

第35条 契約担当役は、法人の債務負担を行うには、支出予算及び法人会計債務負担行為の金額を超えてはならない。

2 契約担当役は、前項の金額の範囲内であっても、予算差引簿(第98条第1項第1号に規定する予算差引簿)に登録した後でなければ、法人の債務負担を行うことができない。

(支出の制限)

第36条 出納命令役は、予算差引簿に登録されたものでなければ支出することができない。

(支出の調査)

第37条 出納命令役が財務規則第60条の支出命令を発する場合には、当該支出の内容が、法令、法人規則及び契約に違反していないか、所属年度、支出予算区分、勘定科目、支払いの相手先及び支出金額の算定に誤りがないかを調査しなければならない。

- 2 前項の規定は、財務規則第63条の資金の前渡、同規則第64条の仮払い及び前払いの精算をする場合並びに預り金を払い出す場合について準用する。

### 第38条 削除

(領収証書等の徴取)

第39条 財務規則第62条により支払いを行った場合には、領収証書を徴しなければならない。ただし、金融機関における口座振替又は口座振込により支払う場合には、当該金融機関の発行する振込受付書又はこれに類するものをもって領収証書に代えることができる。

(資金残高の確認)

第40条 出納役が支払いをする場合には、金融機関の口座残高及び手許保管現金の残高を確認しなければならない。

### 第41条から第44条まで 削除

(支払日の定め)

第45条 出納役は、定期の支払日を定め支払いを行うものとする。

- 2 前項の支払日により難い場合には、この限りでない。  
3 第1項に定める定期の支払日は、法人細則で定める。

## 第5節 契約

### 第1款 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第46条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約につき財務規則第66条第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第47条 契約担当役は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加さ

せないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第48条 財務規則第66条第2項に規定する競争に加わろうとする者（以下「競争参加者」という。）に必要な資格を次のように定める。

- (1) 物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けについては、各省各庁における競争参加者の資格に関する公示により、各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、法人における一般競争に参加する資格を有する者とする。
- (2) 工事及び設計・コンサルティング業務については、文部科学省における競争参加者の資格に関する公示により、文部科学省において有効な資格を得た者を法人における一般競争に参加する資格を有する者とする。
- (3) 契約担当役は、前2号に規定する以外の者から競争参加者の資格の審査について申請を受けた場合は、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

(契約担当役が定める一般競争参加者の資格)

第49条 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため、前条の資格を有する者に対して、法人細則に必要な資格を定めて当該競争を行うことができる。

(入札の公告)

第50条 契約担当役は、入札の方法により一般競争に付そうとする場合は、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、原則として電子情報により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項に定めるもののほか、入札の公告に必要な事項は、法人細則で定める。

(入札保証金の免除)

第51条 契約担当役は、財務規則第67条1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争参加者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第48条の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第52条 財務規則第67条第2項の規定により契約担当役が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債及び政府の保証のある債券
- (2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (3) 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
- (4) その他確実と認められる担保で法人細則で定めるもの

2 前項の担保の価値及びその提供の手続に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(予定価格の作成)

第53条 契約担当役は、競争入札に付そうとする場合には、あらかじめ契約に係る予定価格を作成し、予定価格調書を密封のうえ開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、財務規則第68条第2項に規定する競り下げ方式での入札を行う場合において、予定価格調書の取扱いについては、この限りでない。

(予定価格の決定方法)

第54条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第55条 契約担当役は、公告に示した競争執行の日時及び場所に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない法人の職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、財務規則第68条第2項に規定する競り下げ方式での入札を行う場合においては、この限りでない。

(再度入札)

第56条 契約担当役は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札者の決定方法)

第57条 契約担当役は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない法人の職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第58条 財務規則第69条第1項ただし書に規定する法人の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円以上の工事又は製造その他の請負契約とする。

2 契約担当役は、前項に規定する契約に係る競争を行った場合において、最低価格で入札した者の入札価格が法人細則に定める基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、調査しなければならない。

3 契約担当役は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めた場合には、その調査の結果及び自己の意見を第59条に規定する契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

4 契約審査委員は、前項の規定により、契約担当役から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を表示しなければならない。

5 契約担当役は、前項の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であった場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低

の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

- 6 契約担当役は、契約審査委員の意見のうち多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。
- 7 前2項により次順位者を落札者とした場合には、当該決定に至った書類を学長に提出しなければならない。

（契約審査委員）

第59条 学長は、前条第3項（第66条において準用する場合を含む。）の規定により、契約担当役から意見を求められた場合に必要な審査を行うため、契約審査委員を指定しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、契約審査委員の指定の方法については、法人細則で定める。

（交換等の契約を競争で行う場合の落札者の決定）

第60条 契約担当役は、財務規則第69条第2項の規定により、法人が所有する財産と法人以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が法人にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 契約担当役は、財務規則第69条第2項の規定により、その性質又は目的から同条第1項の規定により難しい契約（前項に規定する契約及び法人細則で定める契約を除く。）については、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとし、この場合における該当者との契約は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 総合評価落札方式
- (2) リバースオークション入札方式（競り下げ方式）
- (3) 価格交渉落札方式

（再度公告入札の公告期間）

第61条 契約担当役は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第50条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

## 第2款 指名競争契約

（指名競争に付そうとする場合）

第62条 財務規則第66条第3項の規定により指名競争に付そうとする場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合において、指名競争に付そうとするとき。
- (2) 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
  - ア 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。
  - イ 特殊な構造の建築物等の工事若しくは特殊の製造又は特殊の品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であること。
  - ウ 契約上の義務違反があるときは法人の業務に著しく支障をきたすおそれがあること。

(指名競争に付することができる場合)

第63条 財務規則第66条第5項の規定により指名競争に付することができる金額の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が5,000万円未満の工事請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円未満の工事請負以外の契約

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第64条 指名競争に参加する者の資格は、第48条で定める一般競争参加者の資格と同一とする。

(指名の方法)

第65条 契約担当役は、指名競争に付そうとする場合は、指名基準を定め、競争に参加する資格を有する者のうちから、競争に参加させる者となるべく10人以上指名しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指名の方法に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(一般競争に関する規定の準用)

第66条 第46条から第49条及び第51条から第60条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

### 第3款 随意契約

(随意契約によろうとする場合)

第67条 財務規則第66条第4項の規定により随意契約によろうとする場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- (2) 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のアからエまでのいずれかに該当するとき。

ア 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

イ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがある場合

ウ 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがある場合

エ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがある場合

(随意契約によることができる場合)

第68条 財務規則第66条第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が1,000万円未満の工事請負契約

- (2) 予定価格が500万円未満の工事請負以外の契約
- (3) 法人の行為を秘密にする必要がある場合
- (4) 運送又は保管をさせる場合
- (5) 法人の生産品を売り払う場合
- (6) 国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人その他の公法人と契約をする場合
- (7) 外国で契約をする場合
- (8) 委託研究若しくは受託研究又は共同研究の契約をする場合
- (9) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れる場合
- (10) 公募して企画書、設計図書等を提出させて契約する場合
- (11) その他学長が必要と認める場合

(競争入札後の随意契約)

- 第69条 契約担当役は、競争に付しても入札者がいない場合又は再度の入札をしても落札者がいない場合には、随意契約にすることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 2 契約担当役は、落札者が契約を締結しない場合には、その落札価格の制限内で随意契約にすることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 3 契約担当役は、前2項の場合においては予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該予定価格又は落札金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(随意契約の予定価格)

- 第70条 契約担当役は、随意契約にしようとする場合は、あらかじめ第54条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、法人細則で定める場合においては、これを省略することができる。

(見積書の徴取)

- 第71条 契約担当役は、随意契約にしようとする場合には、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法人細則で定める場合においては、これを省略することができる。

#### 第4款 契約の締結

(契約書の記載事項)

- 第72条 財務規則第71条に規定する契約担当役が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、省略することができる。
- (1) 契約履行の場所
  - (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
  - (3) 監督及び検査
  - (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 監督又は検査に協力させるために必要な事項
- (9) その他必要な事項

(契約書作成の省略等)

第73条 財務規則第71条ただし書の規定により契約書の作成を省略できる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が500万円未満である場合
- (2) 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (3) 第1号に規定する以外の随意契約で、学長が作成の必要がないと認める場合

2 契約担当役は、契約書の作成を省略する場合においても単価契約等継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため、必要に応じて、契約書に準じた書類を徴するものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第74条 契約担当役は、財務規則第72条第1項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合
- (2) 契約の相手方から委託を受けた銀行、保険会社、信託会社、労働金庫、農林中央金庫その他契約担当役が確実と認める金融機関と履行保証契約を締結している場合
- (3) 第48条の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

## 第5款 契約の履行

(売払代金の完納時期)

第75条 法人の所有に属する財産の売払代金は、財産規則に特別の規定がある場合を除くほか、その引渡しの時まで又は移転の登記若しくは登録の時までに、完納させなければならない。

(貸付料の納付時期)

第76条 財産の貸付料は、財産規則に特別の規定がある場合を除くほか、前納させなければならない。

(監督の方法)

第77条 財務規則第74条第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）は、契約担当役が、自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第78条 財務規則第74条第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は

物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）は、契約担当役が、自ら又は補助者を命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行うものとする。

（検査の一部省略）

第79条 財務規則第74条第3項の規定により相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他事故が生じた場合は、取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で、単価が50万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

（監督と検査の兼務禁止）

第80条 監督の職務と検査の職務は兼務することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な契約のため、監督の職務と検査の職務とを独立して行う職員が得られない場合
- (2) 職員の数が少数であるため、監督の職務と検査の職務とを分離することが困難である場合
- (3) その他契約担当役が必要と認める場合

（職員以外の者に委託して行わせる監督及び検査）

第81条 契約担当役は、財務規則第74条第4項の規定により、次に掲げる場合は、監督及び検査を職員以外の者に委託して行わせることができる。

- (1) 特に専門的な知識又は技能を必要とする場合
- (2) 履行場所が遠隔地等の場合で、適切な職務遂行が困難な場合
- (3) その他契約担当役が必要と認めた場合

（検査調書の作成）

第82条 財務規則第74条第2項の規定により検査を行った場合で、次に掲げる場合には、検査調書を作成しなければならない。

- (1) 検査の結果、その給付が当該契約内容に適合していない場合
- (2) 契約担当役から臨時に検査を命ぜられた補助者が検査した場合
- (3) 財務規則第74条第4項により委託された職員以外の者が検査した場合

2 前項第3号の場合にあっては、当該委託に基づき提出される報告書をもって、検査調書に代えることができる。

（部分払の限度額）

第83条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の全額までを支払うことができる。

## 第6款 雑則

(政府調達の実施)

第84条 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）を実施するために必要な事項は、法人細則で定める。

(契約内容の公表等)

第84条の2 財務規則第66条の2第1項に規定する公表は、四半期ごとに次に掲げる契約を対象に行うものとし、契約担当役は、原則として当該期間経過後30日以内に公表するものとする。

- (1) 予定価格が、1,000万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が、500万円以上の工事請負以外の契約

2 前項に基づく公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約件名及び数量
- (2) 契約を締結した日
- (3) 契約の方式
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 契約金額又は契約単価
- (6) 随意契約によった場合はその理由
- (7) 契約を担当した部署
- (8) その他必要な事項

## 第4章 削除

第85条から第90条まで 削除

## 第5章 弁償

第91条及び第92条 削除

(弁償責任の決定、弁償命令及び通知義務)

第93条 学長は、役員又は職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えたと認める場合には、決定前においても、その役員又は職員に対して弁償を命ずることができる。

2 学長は、役員又は職員が財務規則第85条第1項に違反事実があると認める場合には、遅滞なく、監事に通知しなければならない。

3 第1項の場合において、学長は役員又は職員に対し弁償の責がないと決定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

4 前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当該金額に対し年5%を乗じて計算した額に相当する金額を加算しなければならない。

(再決定)

第94条 学長は、財務規則第86条第1項の規定による役員又は職員の弁償責任の決定後において、その決定が不当であることを発見したとき、又は役員、職員若しくはその上司がその責を免かれる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類を作成し、証拠書類を添え、書面

をもって再審の請求をしたときは、その都度再決定をしなければならない。

(懲戒)

第95条 職員の懲戒処分については、国立大学法人筑波大学の職員の就業規則の定めるところによる。

(弁償責任の減免)

第96条 第93条第1項の規定による弁償責任は、経営協議会及び役員会議の議決に基づかなければ減免されない。

第97条 削除

## 第6章 雑則

(補助簿)

第98条 財務規則第87条の補助簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 予算差引簿
- (2) 支出簿
- (3) 債権管理簿
- (4) 現金出納簿

2 前項に掲げる補助簿の様式は、法人細則で定める。

(帳簿等の保存期間等)

第99条 法人が備える帳簿等の保存期間及び保存方法は、法人細則で定める。

(余裕金の運用)

第100条 資金運用担当役は、出納命令役と連携して、財務規則第90条第1項の規定により余裕金を運用する場合には、当該事業年度開始前に運用方法を記載した運用方針及び次の各号に掲げる書類を策定し、資金運用委員会、経営協議会及び役員会の議を経るものとする。これらを変更するときも、同様とする。

- (1) 資金の状況を明らかにした書類
- (2) 運用の計画に関する書類

2 前項各号に掲げる書類は、財務規則第36条に規定する収入及び支出見込に関する書類に基づき、運用期間及び運用額について十分な見通しを立て、資金繰りに支障がないように策定しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、余裕金の運用に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第101条 削除

(署名)

第102条 この法人規程により記名して印を押す必要がある場合においては、外国にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

附 則

この法人規程は、平成１６年５月２７日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則（平１８．１．２６法人規程１号）

- １ この法人規程は、平成１８年１月２６日から施行する。
- ２ この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下この項において「改正後の規程」という。）の規定は、平成１７年１２月２８日から適用する。ただし、改正後の規程第８８条第２３号の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

附 則（平１８．６．２８法人規程４５号）

この法人規程は、平成１８年６月２８日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学財務規則施行規程の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則（平１９．１１．１６法人規程４８号）

この法人規程は、平成１９年１１月１６日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第２１条の２第６号の規定は、平成１８年度決算整理から適用する。

附 則（平２０．３．２７法人規程２４号）

この法人規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平２０．９．２６法人規程５４号）

この法人規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則（平２１．３．２６法人規程２１号）

この法人規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平２１．１０．２２法人規程４３号）

この法人規程は、平成２１年１１月１日から施行する。

附 則（平２３．１．２７法人規程５号）

この法人規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平２３．６．１５法人規程３１号）

この法人規程は、平成２３年６月１５日から施行する。

附 則（平２８．３．２４法人規程５０号）

この法人規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平２９．３．３１法人規程３６号）

この法人規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平３０．３．２２法人規程４９号）

この法人規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平 30. 12. 20 法人規程 74 号）  
この法人規程は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

附 則（令 2. 3. 26 法人規程 31 号）  
この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 6. 24 法人規程 32 号）  
この法人規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 23 法人規程 28 号）  
この法人規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 3. 28 法人規程 40 号）  
この法人規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 9. 26 法人規程 56 号）  
この法人規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 7. 3. 27 法人規程 27 号）  
この法人規程は、令和 7 年 3 月 27 日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学財務規則施行規程の規定は、令和 6 年度決算整理から適用する。